

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律要綱（商標法関係抜粋）

第三 商標法の一部改正（第三条関係）

一 損害賠償に関する規定の整備

商標権者又は専用使用権者は、指定商品又は指定役務についての登録商標（書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。）の使用による損害の賠償を請求する場合には、その商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を、自己が受けた損害の額とすることができるとすること。

二 その他

その他所要の改正を行うこと。

第十二 その他（附則関係）

一 この法律は別段の定めがある場合を除き、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生

ずる日から施行するものとする。

二 所要の経過措置を規定すること。

三 所要の規定の整備を行うこと。